

公布された条例のあらまし

◆奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

1 期末手当の額

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 令和二年度

十二月期 一・六七五月分 ↓ 一・六二五月分

(2) 令和三年度以降

六月期 一・六二五月分 ↓ 一・六五月分

十二月期 一・六二五月分 ↓ 一・六五月分

2 施行期日

令和二年十二月一日から施行することとした。ただし、1の(2)は、令和三年四月一日から施行することとした。